

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻（M）

### 【設置の趣旨・目的等】

1. 養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるように具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
  - (1) 本専攻の養成する人材像について、「我が国が課題とする生涯における心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援ととらえ、今後の我が国の保健・医療・福祉・教育分野において貢献できる能力を有する高度専門職業人及び研究者を養成する」ことを掲げ、修了後の進路先として、保健医療機関など多様な進路先を想定していることを説明している。しかしながら、「今後の我が国の保健・医療・福祉・教育分野において貢献できる能力を有する高度専門職業人」が具体的にどのような人材で、提示された修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか判然としない。また、「教育分野」については、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「2 生涯健康科学研究科の設置の趣旨及び必要性」において説明がないことから、養成する人材像に掲げることの妥当性を判断することができない。このため、本専攻の養成する人材像が適切に設定されているとは判断できないことから、本専攻に掲げる「高度専門職業人」が具体的にどのような人材で、提示された修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか具体的に説明するとともに、養成する人材像に「教育分野」を掲げることの必要性について明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・ p.8
  - (2) 上記のとおり、養成する人材像の妥当性が判断できないことから、示されたディプロマ・ポリシーが妥当なものであるか判断することができない。このため、上記の審査意見への対応を踏まえ、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシーが適切に設定されていることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・ p.10
  - (3) 上記のとおり、ディプロマ・ポリシーの妥当性が判断できないことから、示されたカリキュラム・ポリシーが妥当なものであるか判断することができないが、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、カリキュラム・ポリシー3・4・5・6はカリキュラム・ポリシー1・2の一部のように示されているが、カリキュラム・ポリシー間の関係性について説明がないことに加えて、CP3に掲げる「共通科目群」が具体的に何を指しているのか判然としないことから、カリキュラム・ポリシーが適切に設定されているとは判断することができない。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対

応関係について説明がなく、図示もされていないことから、例えば、CP6に掲げる「創造力や自立心を養う」ことが、どのディプロマ・ポリシーと対応しているのか判然としないことに加えて、DP2に掲げる「高度専門職業人の役割を理解し、多職種と協働しながらリーダーシップを発揮できる」を主にどのカリキュラム・ポリシーに基づき修得させる計画なのか判然としないなど、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、本専攻のカリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーとの対応関係やカリキュラム・ポリシー間の関係性を図や表を用いつつ、明確かつ具体的に説明することにより、ディプロマ・ポリシーに整合した適切なカリキュラム・ポリシーが設定されていることについて明確にするとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・ p.12

(4) 上記のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できないことから、示されたアドミッション・ポリシーが妥当なものであるか判断することができないが、アドミッション・ポリシーに「4) 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、専門領域の発展に貢献する意欲のある人」を掲げていることについて、「豊かな人間性と高い倫理観を持」つことは、ディプロマ・ポリシーにも同様に掲げられていることから、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力との違いが判然としないことから、本専攻のアドミッション・ポリシーが適切に設定されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、教育課程に整合したアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・ p.14

#### 【教育課程等】

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・・・・・・・・ p.16

(1) 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「Ⅱ研究科の特色及び養成する人材像」において、「地域包括ケアシステムに対応するために、幅広い分野における専門職の連携や調整が必要となる」ことを説明しているが、地域包括ケアシステムと専門職の連携に関する授業は、授業科目「生涯健康科学特論」の1回(第3回)のみしか計画されていないように見受けられる。また、地域包括ケアシステムへの対応を掲げるのであれば、地域包括

支援センターや保健所等と連携したフィールド調査が有効と考えられるが、このような内容が計画されている授業科目は見受けられず、地域包括ケアシステムに対応するための適切な教育課程が編成されているとは判断することができない。このため、「地域包括ケアシステムに対応するために、幅広い分野における専門職の連携や調整が必要となる」と説明していることを踏まえ、本専攻の教育課程が地域包括ケアシステムに対応するために適切に編成されていることについて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.18

(2) 本専攻の養成する人材像において「研究者を養成する」ことを掲げていることを踏まえ、主に DP3 及び DP5 において、研究者として必要となる基礎的な資質・能力を掲げているように見受けられる。しかしながら、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料 12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」により示されている DP3 に掲げる資質・能力を修得するために配置する 6 科目のシラバスを確認すると、研究者として必要な統計手法を学ぶ科目は「データアナリティクス特論」であると見受けられるが、本科目は選択科目となっていることから、DP3 に掲げる「研究課題について探求することができる」ことを確実に修得可能な教育課程が適切に編成されているのか疑義がある。また、同書類により示されている DP5 に掲げる資質・能力を修得するために配置する 2 科目のシラバスを確認すると、研究者としての基礎的な素養の修得を目的とした授業科目「リサーチ・プレゼンテーション&アカデミック・ライティング」は選択科目となっていることから、DP5 に掲げる「自立した研究者としての基盤となる基礎的研究能力・技術等の素養を身に付けている」ことを確実に修得可能な教育課程が適切に編成されているのか疑義がある。加えて、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料 18 履修モデル」において、研究者を目指す学生の履修モデルが示されていないことから、「研究者を養成する」ことに対応した適切な履修指導が行われるのか判然とせず、教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、養成する人材像に掲げる「研究者を養成する」ために、ディプロマ・ポリシーに掲げる必要な資質・能力が、カリキュラム・ポリシーに基づき、確実に修得可能な教育課程が適切に編成されていることについて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、「研究者」を目指す学生のための履修モデルを提示すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・p.19

(3) 「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料 12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、DP1「保健・医療・福祉・教育分野において高度な専門知識・技術を活かした系統的な実践ができる」に掲げる資質・能力は、主に授業科目「生涯健康科学特論」、「グローバルヘルス特論」、「心理学特論」及び「生涯発達学特論」によって修得させる計画であることが示されているが、当該 4 科目は全て講義科目であることに加えて、シラバスを確認しても、「高度な専門知識・技術」や「系統的な

実践」を教授する内容になっているのか疑義があり、ディプロマ・ポリシーに整合した授業計画になっているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、DP1 に掲げる資質・能力を修得可能な授業科目が適切に配置され、当該科目の授業計画がディプロマ・ポリシーと整合し適切であることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・p.21

(4) 「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料 12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、DP2 「高度専門職業人の役割を理解し、多職種と協働しながらリーダーシップを発揮できる」に掲げる資質・能力は、主に授業科目「生体機能解析学特論」、「健康支援開発学特論」、「こどもとおとなの神経科学特論」及び「こどもとおとなの生活科学特論」によって修得させる計画であることが示されているが、当該4科目は全て講義科目であることに加えて、シラバスを確認しても、多職種と協働するような内容には見受けられず、ディプロマ・ポリシーに整合した授業計画になっているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、DP2 に掲げる資質・能力を修得可能な授業科目が適切に配置され、当該科目の授業計画がディプロマ・ポリシーと整合し適切であることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・p.22

(5) 「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料 12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、DP3 「豊かな人間性と高い倫理観を持ち、それぞれの専門領域の発展のために、実践・研究課題について探求することができる」に掲げる資質・能力は、主に授業科目「研究方法特論Ⅰ」、「研究方法特論Ⅱ」、「データアナリティクス特論」、「基盤解剖生理学」及び「教育学特論」によって修得させる計画であることが示され、当該5科目のシラバスを確認すると、DP3 に掲げる「豊かな人間性」に対応する科目は「教育学特論」であるように見受けられるが、当該科目は選択科目であることから、ディプロマ・ポリシーを確実に修得可能な教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、DP3 に掲げる「豊かな人間性」に係る資質・能力を確実に修得可能な教育課程が適切に編成されていることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・p.23

(6) 審査意見1のとおり、養成する人材が修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか判然としないが、教育職・臨床現場で指導的役割を目指す学生のために、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料 18 履修モデル」が示されている。このような人材を養成するために、授業科目「教育学特論」を配置しているように見受けられるが、「教育学特論」のシラバスを確認すると、職業倫理や教育方法、教

育評価を学ぶための授業計画になっており、教育学の概念を理解するための内容や現場を管理するために必要となるマネジメント力を修得するための内容が不足しているように見受けられることから、教育職・臨床現場で指導的役割を担う人材を養成するために適切な授業計画であるとは判断することができない。このため、授業科目「教育学特論」の授業計画が教育職・臨床現場で指導的役割を担う人材を養成するために適切であることについて、その妥当性を具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(是正事項)・・ p.24

(7) 審査意見1のとおり、養成する人材が修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか判然としないが、進路先として保健医療機関や公共機関を想定しているのであれば、関連法規を理解していることが必要と考えられる。本専攻の入学者については、受験資格を確認する限り、国家資格などの有資格者に限定していないことから、関連法規を学修していない者の入学も想定されるが、入学者選抜の選抜方法を確認する限り、関連法規の理解度について評価・判定する試験は見受けられない。このため、保健医療機関や公共機関において必要になると考えられる関連法規を学ぶことができる科目を適切に配置するか、当該科目を配置しないことの妥当性について明確かつ具体的に説明すること。(是正事項)・・ p.25

3. 本専攻の修了要件について、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「VII. 5 修了要件」において、「修士論文の審査を受け最終試験に合格すること」と説明しているが、修士論文の評価基準が示されていないことから、明示すること。(是正事項)・・・・・・・・・・ p.27

4 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「VII. 教育方法」において、「職を持つ社会人大学院生も適切に修学できるように主に4限目以降（15時～）に開講するなど、時間割を配慮する」と説明しているが、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料16 生涯健康科学研究科 前期 週当たり時間割表（案）」を確認すると、授業の開講時間は18時10分までとなっている。また、学則を確認しても、本専攻は大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」ことを適用していないことから、昼間において授業又は研究指導を行う計画であると見受けられる。しかしながら、本専攻で入学を想定している「社会人」について、職を継続しながら、又は休職した上で通学する者を想定しているのか判然としないことから、真に社会人が修了可能な教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、本専攻で入学を想定している社会人がどのような社会人を想定しているのか明らかにした上で、社会人でも修了可能な教育課程が適切に編成されていることについて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.28

**【入学者選抜】**

5. アドミッション・ポリシーについて、本専攻の求める資質・能力が判然としないことから、アドミッション・ポリシーに整合した適切な入学者選抜になっていると判断することができない。本専攻が求める資質・能力を明示するとともに、本専攻の入学者選抜がアドミッション・ポリシーに掲げる資質・能力を適切に身に付けていることを確認することができる選抜方法であることについて、明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。(是正事項)・・ p.29

**【施設・設備等】**

6. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「Ⅷ. 2 校舎等施設の整備状況・計画」において、「生涯健康科学研究科の講義及び演習に必要な設備及び機器については、基礎となる学部であるリハビリテーション学部の設備及び機器を利用する。・・・専門科目における教育研究で必要となる機器備品については基礎となる学部であるリハビリテーション学部のものを使用する。」と説明しているが、具体的にどの講義及び演習において、どのような設備、機器及び備品が必要となり、それらがどこに備え付けられており、リハビリテーション学部との授業時間割との関係で共用可能なのか等についての詳細な説明がないことから、示された整備計画が妥当であるとは判断できない。このため、本専攻の設備、機器及び備品が教育内容に即して十分であることについて、明確かつ具体的に説明することにより、本専攻の教育研究に支障がないことについて明らかにすること。(是正事項)・・ p.30

7. 「教員就任承諾書」について、全て「基幹教員」として就任を承諾する内容になっていることから、本専攻の専任の教員として就任を承諾する内容に適切に改めた上で、提出すること。(是正事項)・・ p.31

**【その他】**

8. 本研究科における研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備等について説明がないことから、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）」に従い、明確かつ具体的に説明すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.32
9. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第1号に規定する「学期」について「関西医科大学大学院学則」第26条第2項において「学期及び休業日については、本大学学則の定めるところによる。」と規定されているが、「関西医科大学学則」第7条を確認しても、大学院の学期が規定されているようには見受けられないことから、適切に改めること。(是正事項)・・ p.34

10. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項に規定されている「卒業又は修了の認定に関する方針」や「教育課程の編成及び実施に関する方針」についての情報がないことから、適切に公表すること。(是正事項)・・・p.35
11. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。(是正事項)・・・p.37
12. 「教員名簿」の教員区分を「専」と記載すべきところに「基」と記載されているなどの誤字や、「教員名簿」の年齢と「教員個人調書」の年齢が一致しないなどの書類間の不整合が散見されることから、申請書類の記載の不整合や誤記等について、網羅的に確認した上で、適切に改めること。(是正事項)・・・p.38

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

13. 学生確保の見通しについて、「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」の「(3) ④学生確保に関するアンケート調査」において、本専攻を第一希望、第二希望又は第三希望以降として受験すると回答した者 16 人のうち、本専攻に「入学する」と回答した者が 12 人であり、本専攻の入学定員 8 人を上回っていることを説明しているが、当該集計結果は各設問の回答のクロス集計結果ではないことから、示された本専攻に「入学する」と回答した 12 人の集計結果や分析の妥当性について疑義がある。このため、当該アンケート調査結果について各設問の回答に関するクロス集計結果を示すとともに、長期的かつ安定的に学生の確保を図る見通しがあることについて、改めて客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づき明確に説明すること。(是正事項)・・・p.39
14. 人材需要の社会的動向について、「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」の「(3) ⑤人材需要に関するアンケート調査等」において、本専攻の修了者に対する採用意向に関するアンケート調査結果が「採用したい」及び「採用を検討したい」と回答した医療機関等の件数を合わせると 25 件になり、本専攻の入学定員 8 人を上回っていることを説明しているが、「採用したい」と回答した医療機関等は 5 件、採用可能人数の合計は 5 人となっており、入学定員 8 人を下回っている。また、「修了者が博士課程に進学することも想定されるため、修了生の進路については問題ないと考え。」と説明しているが、客観的なデータが示されていない。このことから、本専攻が養成する人材について、社会の要請を十分に踏まえたものであるとは判断することができないため、改めて客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づき明確に説明すること。  
(是正事項)・・・p.42

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1. 養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるように具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 本専攻の養成する人材像について、「我が国が課題とする生涯における心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援ととらえ、今後の我が国の保健・医療・福祉・教育分野において貢献できる能力を有する高度専門職業人及び研究者を養成する」ことを掲げ、修了後の進路先として、保健医療機関など多様な進路先を想定していることを説明している。しかしながら、「今後の我が国の保健・医療・福祉・教育分野において貢献できる能力を有する高度専門職業人」が具体的にどのような人材で、提示された修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか判然としない。また、「教育分野」については、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「2 生涯健康科学研究科の設置の趣旨及び必要性」において説明がないことから、養成する人材像に掲げることの妥当性を判断することができない。このため、本専攻の養成する人材像が適切に設定されているとは判断できないことから、本専攻に掲げる「高度専門職業人」が具体的にどのような人材で、提示された修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか具体的に説明するとともに、養成する人材像に「教育分野」を掲げることの必要性について明確に説明すること。

(対応) 審査意見の指摘を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類において、養成する人材像についての説明が不十分であり、特に高度専門職業人が具体的にどのような人材であり、修了後にどのような場所で、どのように活躍するかの説明が不十分であったため、具体的に説明を追記した。高度専門職業人については、「設置の趣旨を記載した書類」において、今後の我が国の将来及び地域の課題を踏まえ、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（厚生労働省告示第二百七号）及び「第3次大阪府健康増進計画」にみられるように健康寿命の延伸や個人行動と健康状態の改善、ライフステージに応じた健康支援等の健康に関わる人材の育成が必要であり、またそうしたニーズに対し本研究科において養成する人材像として想定される職業名を具体的に挙げるとともに、本研究科において修得する専門的知識および修了後に指導的役割を果たすことについて追記した。なお、教育分野については作業療法分野におけるこどもに関わる人材、具体的には特別支援学校の教員等、を想定していたが、設置の趣旨等を記載した書類において、教育における同人材のみをもって教育分野と位置付けることは適切ではなく、また当初本学が想定していた科目においても教育分野全般についての高度な知識を教授する科目を配置しておらず、教育分野を記載することは不適切と判断し、教育分野の表記を削除した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>また科学的根拠に基づいた高度の専門性を持ち、幅広い知識を教授できる教育課程を編成し、健康増進や疾病予防等将来の保健医療に必要な知識と技能を教授する。修了後に博士課程に進学する大学院生については研究者としての礎を、<u>現場の第一線に身を投じる大学院生については主体性を発揮して先駆的立場で活躍できる素養を身につけた高度専門職業人の育成を目指す。本学が養成する高度専門職業人とは、病院、診療所、通所・訪問リハビリテーションや、地域包括支援センター等の保健・医療・福祉分野において、高度な知識と技術をもって多職種間での指導的役割を果たす人材を指し、具体的には人々の健康に関与する人材である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や特別支援学校等教育機関に勤務する教員、医療に関わる民間企業に勤務する人材である。</u></p>	<p>また科学的根拠に基づいた高度の専門性を持ち、幅広い知識を教授できる教育課程を編成し、健康増進や疾病予防等将来の保健医療に必要な知識と技能を教授する。博士課程に進学する大学院生については研究者としての礎を、また修了後に保健・医療・福祉分野で活躍できる高度専門職業人を養成する</p>

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1. 養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるように具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (2) 上記のとおり、養成する人材像の妥当性が判断できないことから、示されたディプロマ・ポリシーが妥当なものであるか判断することができない。このため、上記の審査意見への対応を踏まえ、養成する人材像に整合したディプロマ・ポリシーが適切に設定されていることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 審査意見への対応 1. (1) における対応において高度専門職業人について、「設置の趣旨を記載した書類」において、想定される人材像及び職業名を具体的に挙げたこと。そのことにより、修了時に身に付けるべき能力について見直しを行い、併せてディプロマ・ポリシーを修正した。また、修了後の進路として就業場所及び研究者を志す人材の就業場所を示していたが、就業場所に加え、それらで就業する具体的な養成する人材像を追記した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>2 ディプロマ・ポリシー</p> <p>生涯健康科学研究科で育成する人材について、教育理念に基づきディプロマ・ポリシーを定める。</p> <p><u>1) 保健・医療・福祉分野において高度な専門知識を修得する。</u></p> <p><u>2) 心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援等の領域において、人々の健康に関与する人材としての保健・医療・福祉分野における役割を理解し、指導的立場に立ち多職種と連携できる。</u></p> <p><u>3) それぞれの専門領域の発展のために、高度な技能を習得し、実践・研究課題について探求することができる。</u></p> <p>4) 自ら専門領域における課題を発見し、課題解決を図ることができる。</p> <p>5) 自立した研究者として基盤となる基礎的研究能力・技術等の素養を身に付けている。</p> <p>なお修了後の進路としては、<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や民間企業等において人々の健康に関与する人材、及び研究者を志す人材</u></p>	<p>2 ディプロマ・ポリシー</p> <p>生涯健康科学研究科で育成する人材について、教育理念に基づきディプロマ・ポリシーを定める。</p> <p>1) 保健・医療・福祉・教育分野において高度な専門知識・技術を活かした系統的な実践ができる。</p> <p>2) 高度専門職業人の役割を理解し、専門領域において多職種と協同しながらリーダーシップを発揮できる。</p> <p>3) 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、それぞれの専門領域の発展のために、実践・研究課題について探求することができる。</p> <p>4) 自ら専門領域における課題を発見し、課題解決を図ることができる。</p> <p>5) 自立した研究者としての基盤となる基礎的研究能力・技術等の素養を身に付けている。</p> <p>なお修了後の進路としては、主に以下の進路を想定している。</p> <p>1. 病院、保健所等の保健医療機関</p> <p>2. 省庁、地方自治体等の公共機関</p>

<p><u>が主に以下の分野で活躍することを想定している。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院、保健所等の保健医療機関</li> <li>2. 省庁、地方自治体等の公共機関</li> <li>3. 介護老人保健施設、<u>介護老人福祉施設、児童福祉施設、訪問看護ステーション等の医療福祉施設</u></li> <li>4. 特別支援学校等の教育機関</li> <li>5. 研究機関</li> <li>6. 企業の研究開発部門</li> <li>7. 大学教員</li> <li>8. 大学院博士後期課程への進学</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 介護老人保健施設、介護老人福祉施設、児童福祉施設、訪問看護ステーション等の医療福祉施設</li> <li>4. 特別支援学校等の教育機関</li> <li>5. 研究機関</li> <li>6. 企業の研究開発部門</li> <li>7. 大学教員</li> <li>8. 大学院博士後期課程への進学</li> </ol>
--	---

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1. 養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるように具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (3) 上記のとおり、ディプロマ・ポリシーの妥当性が判断できないことから、示されたカリキュラム・ポリシーが妥当なものであるか判断することができないが、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、カリキュラム・ポリシー3・4・5・6はカリキュラム・ポリシー1・2の一部のように示されているが、カリキュラム・ポリシー間の関係性について説明がないことに加えて、CP3に掲げる「共通科目群」が具体的に何を指しているのか判然としないことから、カリキュラム・ポリシーが適切に設定されているとは判断することができない。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係について説明がなく、図示もされていないことから、例えば、CP6に掲げる「創造力や自立心を養う」ことが、どのディプロマ・ポリシーと対応しているのか判然としないことに加えて、DP2に掲げる「高度専門職業人の役割を理解し、多職種と協働しながらリーダーシップを発揮できる」を主にどのカリキュラム・ポリシーに基づき修得させる計画なのか判然としないなど、ディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、本専攻のカリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーとの対応関係やカリキュラム・ポリシー間の関係性を図や表を用いつつ、明確かつ具体的に説明することにより、ディプロマ・ポリシーに整合した適切なカリキュラム・ポリシーが設定されていることについて明確にするとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 審査意見への対応1.(2)における対応においてディプロマ・ポリシーを修正したことに伴い、デュプロマ・ポリシーを達成するために必要な能力の修得についてカリキュラム・ポリシーを再度見直した。その結果、デュプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係性について説明が不足していたため、デュプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー関係を図示化した。そのため設置の趣旨等を記載した書類資料12を修正した。修正した資料12においてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係に基づく科目の配置についても図において明示した。また共通科目群の表記については、対応する科目が判然としなかったため、カリキュラム・ポリシーの見直しにより、専門基礎科目、専門科目等の表記に変更した。

(新旧対照表)

新	旧
3 カリキュラム・ポリシー 生涯健康科学研究科では、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、専門基礎科目と専門科目を学年進行に合わせて配置する。生涯における心身	3 カリキュラム・ポリシー 生涯健康科学研究科では、ディプロマ・ポリシーの達成に向け、専門基礎科目と専門科目を学年進行に合わせて配置する。生涯における心身

の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援を学ぶ上でカリキュラム・ポリシーを定める。また、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び各科目の関係を示す【資料.12-1】。

1) 心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援に関連する必修科目を配置する。

2) 人々の健康に寄与できるよう自身の専門領域のみならず関連分野の高度な知識を修得できる科目を配置する。

3) 保健・医療・福祉分野において、それぞれの専門領域の役割を理解し、高度専門職業人としての素養を養う科目を配置する。

4) 自身の専門分野において高度な専門的知識及び技能を習得できるよう専門基礎科目を配置する。

5) 高度化・複雑化する社会において必要となる生活機能、心身機能、認知機能について高度な専門的知識を修得できる専門科目を配置する。

6) 研究を進める上で必要となる研究計画、研究実施などの能力を身に付ける科目を配置する。

の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援を学ぶ上でカリキュラム・ポリシーを定める。また、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び各科目の関係を示す【資料.12】。

1) 深い学識と広い視野をもち、保健・医療・福祉・教育分野において活躍するため、専門基礎科目、専門科目を配置すると同時に、研究を計画・遂行できるよう系統的な教育を行う。

2) 保健分野における専門的知識と能力を習得し、高い倫理観を持って専門分野における実践に繋がるよう、講義、演習科目を配置する。

3) 保健・医療・福祉分野に関心を持ち、自身の専門領域のみならず関連分野の基礎的知識を習得できるよう、心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援に関連する共通科目群を配置する。

4) 高度化・複雑化する社会において必要となる高度な専門的知識及び技能を發揮できるよう専門科目を配置する。

5) 国内外における保健・医療・福祉分野の動向に目を向け、修得した知識・技能を社会に貢献できる能力を養う。

6) 各科目においては、グループワークやディスカッション、プレゼンテーションを通じて)創造力や自立心を養う。

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1. 養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるように具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (4) 上記のとおり、カリキュラム・ポリシーの妥当性が判断できないことから、示されたアドミッション・ポリシーが妥当なものであるか判断することができないが、アドミッション・ポリシーに「4) 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、専門領域の発展に貢献する意欲のある人」を掲げていることについて、「豊かな人間性と高い倫理観を持つ」ことは、ディプロマ・ポリシーにも同様に掲げられていることから、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力との違いが判然としないことから、本専攻のアドミッション・ポリシーが適切に設定されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、教育課程に整合したアドミッション・ポリシーが適切に設定されていることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 審査意見への対応 1. (2) における対応においてディプロマ・ポリシーを修正し、(3) における対応においてカリキュラム・ポリシーを見直しことを踏まえ、アドミッション・ポリシーを再度見直したため、修了後に想定される進路及び想定される受験生選抜に必要とされるアドミッション・ポリシーを新たに記載した。なお、特に AP)4 としていたディプロマ・ポリシーと重複していたポリシーについては、ディプロマ・ポリシーとしては不適切であるため削除した。また高度専門職業人については、入学試験時点では、大学院を修了しておらず高度専門職業人と記載することは不適切であるため、表現を改めた。

(新旧対照表)

新	旧
<p>4 アドミッション・ポリシー</p> <p>生涯健康科学研究科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーを以下の通りとした。</p> <p><u>1) 人々の健康に関与する人として必要とされる知識及び実践能力を習得するための基礎的能力を備えている人。</u></p> <p><u>2) 保健・医療・福祉分野の諸課題について強い関心及び向上心を持つ人。</u></p> <p><u>3) 様々な視点から多様化する保健・医療・福祉分野における課題を発見し、解決する探求心を持つ人。</u></p>	<p>4 アドミッション・ポリシー</p> <p>生涯健康科学研究科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、アドミッション・ポリシーを以下の通りとした。</p> <p>1) 高度専門職業人として必要とされる知識及び実践能力を習得するための基礎的能力を備えている人。</p> <p>2) 保健・医療・福祉・教育分野の諸課題について強い関心及び向上心を持つ人。</p> <p>3) 様々な視点から多様化する保健・医療・福祉・教育分野における課題を発見し、解決する探求心を持つ人。</p>

<p>4) <u>人々の健康に関与する人として高い倫理観を持ち、専門領域の発展に貢献する意欲のある人。</u></p>	<p>4) 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、専門領域の発展に貢献する意欲のある人。</p>
---	---

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的が担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 審査意見への対応1. (1) において高度専門職業人について、「設置の趣旨を記載した書類」において、想定される人材像及び職業名を具体的に挙げ、そのことにより、修了時に身に付けるべき能力について見直しを行い、併せてディプロマ・ポリシーを修正した。またディプロマ・ポリシーを修正したことに伴い、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な能力の修得について1. (2) における対応においてカリキュラム・ポリシーを見直した。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しに際し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を見直し、両者の関係について資料.12を資料.12-1として修正し「研究科の特色及び養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関連」とした上で、養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関係を図示化した。その上で、カリキュラム・ポリシーと科目の関係について、カリキュラム・ポリシーと関係のある科目の関係図、及び履修する学年、必修選択を示した「生涯健康科学研究科履修系統図」を新たに作成し、資料.12-2として追加した(意見審査(6月)資料)。



(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「Ⅱ研究科の特色及び養成する人材像」において、「地域包括ケアシステムに対応するために、幅広い分野における専門職の連携や調整が必要となる」ことを説明しているが、地域包括ケアシステムと専門職の連携に関する授業は、授業科目「生涯健康科学特論」の1回(第3回)のみしか計画されていないように見受けられる。また、地域包括ケアシステムへの対応を掲げるのであれば、地域包括支援センターや保健所等と連携したフィールド調査が有効と考えられるが、このような内容が計画されている授業科目は見受けられず、地域包括ケアシステムに対応するための適切な教育課程が編成されているとは判断することができない。このため、「地域包括ケアシステムに対応するために、幅広い分野における専門職の連携や調整が必要となる」と説明していることを踏まえ、本専攻の教育課程が地域包括ケアシステムに対応するために適切に編成されていることについて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 審査意見の指摘を踏まえ、地域包括ケアシステムについて、保健医療機関や公共機関において必要になると考えられる関連法規および関連機関・専門職種との役割や連携について学ぶことができる科目「地域包括ケア特論」を新設した。また、審査意見への対応1.(1)において、生涯健康科学研究科が養成する高度専門職業人については、健康寿命の延伸や個人行動と健康状態の改善、ライフステージに応じた健康支援等の健康に関わる人材を想定しているため、「地域包括ケア特論」においては、地域包括ケアシステムの制度や取組について学修する事に主眼を置く。一方で審査意見の指摘にある通り、講義のみでは地域包括ケアシステムについて十分学修することはできないため、地域包括ケアシステムにおける現状等について、実際に地域包括ケアシステムにおいて多職種との調整等の役務を担っている方(保健所、地域包括支援センター)をゲストスピーカーとして招く。

(新旧対照表)

新	旧
「心理学特論」(2単位)では心理学の基礎を学んだ上で、特に臨床で必要となる心理学の理論と知識を修得する。 <u>また地域包括ケアシステムの制度及び地域包括ケアシステムにおける多職種連携について学ぶため「地域包括ケア特論」(1単位)を置く。</u>	「心理学特論」(2単位)では心理学の基礎を学んだ上で、特に臨床で必要となる心理学の理論と知識を修得する。

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) 本専攻の養成する人材像において「研究者を養成する」ことを掲げていることを踏まえ、主に DP3 及び DP5 において、研究者として必要となる基礎的な資質・能力を掲げているように見受けられる。しかしながら、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料12カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」により示されている DP3 に掲げる資質・能力を修得するために配置する6科目のシラバスを確認すると、研究者として必要な統計手法を学ぶ科目は「データアナリティクス特論」であると見受けられるが、本科目は選択科目となっていることから、DP3 に掲げる「研究課題について探求することができる」ことを確実に修得可能な教育課程が適切に編成されているのか疑義がある。また、同書類により示されている DP5 に掲げる資質・能力を修得するために配置する2科目のシラバスを確認すると、研究者としての基礎的な素養の修得を目的とした授業科目「リサーチ・プレゼンテーション&アカデミック・ライティング」は選択科目となっていることから、DP5 に掲げる「自立した研究者としての基盤となる基礎的研究能力・技術等の素養を身に付けている」ことを確実に修得可能な教育課程が適切に編成されているのか疑義がある。加えて、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料18履修モデル」において、研究者を目指す学生の履修モデルが示されていないことから、「研究者を養成する」ことに対応した適切な履修指導が行われるのか判断とせず、教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、養成する人材像に掲げる「研究者を養成する」ために、ディプロマ・ポリシーに掲げる必要な資質・能力が、カリキュラム・ポリシーに基づき、確実に修得可能な教育課程が適切に編成されていることについて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、「研究者」を目指す学生のための履修モデルを提示すること。

(対応) DP5)において「自立した研究者として基盤となる基礎的研究能力・技術等の素養を身に付けている。」と掲げていることに鑑み、審査意見の指摘を受けて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を見直し、DP5)を達成するために新たに CP6) として「研究を進める上で必要となる研究計画、研究実施などの能力を身に付ける科目を配置する。」を定めるとともに、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと科目の関係について、審査意見の指摘を踏まえ、「データアナリティクス特論」及び「リサーチ・プレゼンテーション&アカデミック・ライティング」を必修科目にすることが適切であるため、従来から必修科目であった「研究方法論Ⅰ」、「研究方法論Ⅱ」に加え、DP5)に掲げられている資質・能力を達成するために「データアナリティクス特論」、「リサーチ・プレゼンテーション&アカデミッ

ク・ライティング」を加えた4科目を必修科目とした。合わせて履修モデルについては資料18の履修モデルに研究者を志す学生を追記した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>生涯健康科学研究科では「<u>生体機能解析学領域</u>」、「<u>健康支援開発学領域</u>」、「<u>こどもとおとなの神経科学領域</u>」、「<u>こどもとおとなの生活科学領域</u>」の計4領域を置く。それぞれの領域の大学院生が幅広く保健・医療・福祉に関する知識を習得でき、また自身の分野以外についても<u>関連分野について学ぶことができるよう心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援及び、こどもから高齢者までの生涯にわたる健康問題を、必修科目である「生涯健康科学特論」、「グローバルヘルス特論」で学ぶ。同様に修士論文の作成に必要、かつ研究者を目指すために必要な事項について「研究方法特論Ⅰ」、「研究方法特論Ⅱ」、「データアナリティクス特論」、「リサーチ・プレゼンテーション&amp;アカデミック・ライティング」を必修科目とする。</u></p>	<p>生涯健康科学研究科では、「生体機能解析学領域」、「健康支援開発学領域」、「こどもとおとなの神経科学領域」、「こどもとおとなの生活科学領域」の計4領域をおくが、それぞれの領域の大学院生が幅広く保健・医療・福祉に関する知識を修得でき、また自身の分野以外についても<u>関連分野について学ぶことができるよう高度専門職業人、研究者いずれを志す大学院生にとっても必要となる「生涯健康科学特論」、「グローバルヘルス特論」、「研究方法特論Ⅰ」、「研究方法特論Ⅱ」を必修科目とし、その他の専門基礎科目については、選択科目とし、入学後の履修指導より必要な科目を選択する。</u></p>

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(3) 「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、DP1「保健・医療・福祉・教育分野において高度な専門知識・技術を活かした系統的な実践ができる」に掲げる資質・能力は、主に授業科目「生涯健康科学特論」、「グローバルヘルス特論」、「心理学特論」及び「生涯発達学特論」によって修得させる計画であることが示されているが、当該4科目は全て講義科目であることに加えて、シラバスを確認しても、「高度な専門知識・技術」や「系統的な実践」を教授する内容になっているのか疑義があり、ディプロマ・ポリシーに整合した授業計画になっているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、DP1に掲げる資質・能力を修得可能な授業科目が適切に配置され、当該科目の授業計画がディプロマ・ポリシーと整合し適切であることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係においてDP1「保健・医療・福祉・教育分野において高度な専門知識・技術を活かした系統的な実践ができる」とディプロマ・ポリシーに記載していたが、専門知識と専門技術については、審査意見の指摘を踏まえ講義科目のみにおいて修得されるものではないため、審査意見への対応1.(2)においてDP1を含めディプロマ・ポリシーを見直し、カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシー、及び科目との対応関係及び新たに関係性について適切な対応となるよう資料12を修正した。その上でDP3「それぞれの専門領域の発展のために、高度な技能を習得し、実践・研究課題について探求することができる。」を達成するために新たにCP4)として「自身の専門分野において高度な専門的知識及び技能を習得できるよう専門基礎科目を配置する。」をカリキュラム・ポリシーとして定めた。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと科目の関係については、新たに作成した履修系統図に示したが、専門技術の取得については、「高度医療技術演習Ⅰ」、「高度医療技術演習Ⅱ」で修得するよう改めた。

(新旧対照表)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的が担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(4)「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、DP2「高度専門職業人の役割を理解し、多職種と協働しながらリーダーシップを発揮できる」に掲げる資質・能力は、主に授業科目「生体機能解析学特論」、「健康支援開発学特論」、「こどもとおとなの神経科学特論」及び「こどもとおとなの生活科学特論」によって修得させる計画であることが示されているが、当該4科目は全て講義科目であることに加えて、シラバスを確認しても、多職種と協働するような内容には見受けられず、ディプロマ・ポリシーに整合した授業計画になっているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、DP2に掲げる資質・能力を修得可能な授業科目が適切に配置され、当該科目の授業計画がディプロマ・ポリシーと整合し適切であることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係のDP2)において「高度専門職業人の役割を理解し、多職種と協働しながらリーダーシップを発揮できる。」と掲げていたが、審査意見への対応1.(2)においてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を見直し、DP2)については「心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援等の領域において、人々の健康に関与する人材として保健・医療・福祉分野における役割を理解し、指導的立場に立ち多職種と連携できる。」と修正した。その上でDP2)を達成するために新たにCP3)として「保健・医療・福祉分野において、それぞれの専門領域の役割を理解し、高度専門職業人としての素養を養う科目を配置する。」をカリキュラム・ポリシーとして定めた。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと科目の関係については、新たに作成した履修系統図に示したが、「地域包括ケア特論」、「リハビリテーション教育学特論」が、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと科目の関係によりDP2)に対応する。

(新旧対照表)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(5)「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係」を確認すると、DP3「豊かな人間性と高い倫理観を持ち、それぞれの専門領域の発展のために、実践・研究課題について探求することができる」に掲げる資質・能力は、主に授業科目「研究方法特論Ⅰ」、「研究方法特論Ⅱ」、「データアナリティクス特論」、「基盤解剖生理学」及び「教育学特論」によって修得させる計画であることが示され、当該5科目のシラバスを確認すると、DP3に掲げる「豊かな人間性」に対応する科目は「教育学特論」であるように見受けられるが、当該科目は選択科目であることから、ディプロマ・ポリシーを確実に修得可能な教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、関連する審査意見への対応を踏まえ、DP3に掲げる「豊かな人間性」に係る資質・能力を確実に修得可能な教育課程が適切に編成されていることについて、明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 資料12 カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係の DP3)において「豊かな人間性と高い倫理観を持ち、それぞれの専門領域の発展のために、実践・研究課題について探求することができる。」と掲げていたが、審査意見への対応1.(2)においてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を見直し、DP3)「それぞれの専門領域の発展のために、高度な技能を習得し、実践・研究課題について探求することができる。」と修正をした。その上で DP3) を達成するために新たに CP4)「自身の専門分野において高度な専門的知識及び技能を習得できるよう専門基礎科目を配置する。」及び CP5)「高度化・複雑化する社会において必要となる生活機能、心身機能、認知機能について高度な専門的知識を修得できる専門科目を配置する。」を定め、カリキュラム・ポリシーとして CP4) 及び CP5) が DP3) に対応することと修正した。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと科目の関係については、新たに作成した履修系統図に示したが、「高度医療技術演習Ⅰ」、「高度医療技術演習Ⅱ」、「生体機能析学特論」「健康支援開発学特論」「こどもとおとなの神経科学特論」、「こどもとおとなの生活科学特論」、「生体機能析学演習」、「健康支援開発学演習」、「こどもとおとなの神経科学演習」、「こどもとおとなの生活科学演習」が、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと科目の関係により DP3) に対応する。

(新旧対照表)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的が担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(6) 審査意見1のとおり、養成する人材が修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか判然としないが、教育職・臨床現場で指導的役割を目指す学生のために、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の「資料18 履修モデル」が示されている。このような人材を養成するために、授業科目「教育学特論」を配置しているように見受けられるが、「教育学特論」のシラバスを確認すると、職業倫理や教育方法、教育評価を学ぶための授業計画になっており、教育学の概念を理解するための内容や現場を管理するために必要となるマネジメント力を修得するための内容が不足しているように見受けられることから、教育職・臨床現場で指導的役割を担う人材を養成するために適切な授業計画であるとは判断することができない。このため、授業科目「教育学特論」の授業計画が教育職・臨床現場で指導的役割を担う人材を養成するために適切であることについて、その妥当性を具体的に説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応) 資料12カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーと科目の関係のDP2)において「高度専門職業人の役割を理解し、多職種と協働しながらリーダーシップを発揮できる。」と掲げていたが、審査意見への対応1.(2)においてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を見直し、DP2)「心身の健康、疾病予防、健康増進及び生活支援等の領域において、人々の健康に関与する人材として保健・医療・福祉分野における役割を理解し、指導的立場に立ち多職種と連携できる。」と修正した。その上でDP2)を達成するために新たにCP3)「保健・医療・福祉分野において、それぞれの専門領域の役割を理解し、高度専門職業人としての素養を養う科目を配置する。」をカリキュラム・ポリシーとして定めた。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと科目の関係については、新たに作成した履修系統図に示したが、DP2)に対応する科目は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと科目の関係により「地域包括ケア特論」、「リハビリテーション教育学特論」である。

また審査意見への対応1.(1)における対応において、当初本学が想定していた科目においても教育分野全般についての高度な知識を教授する科目を配置しておらず、教育分野を記載することは不適切と判断し、教育分野の表記を削除したことにより、改めて生涯健康科学研究科における「教育学特論」の位置づけを見直し、教授する講義内容から判断し、科目名を「リハビリテーション教育学」に変更した。

(新旧対照表)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

2. 審査意見1のとおり、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があることから、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることができない。このため、関連する審査意見への対応や、以下に指摘する点を踏まえ、本課程の教育課程が適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的が担保された上で、適切に編成されていることについて、履修系統図を示した上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(7) 審査意見1のとおり、養成する人材が修了後の進路先において、どのような立場で活躍することを想定しているのか判然としないが、進路先として保健医療機関や公共機関を想定しているのであれば、関連法規を理解していることが必要と考えられる。本専攻の入学者については、受験資格を確認する限り、国家資格などの有資格者に限定していないことから、関連法規を学修していない者の入学も想定されるが、入学者選抜の選抜方法を確認する限り、関連法規の理解度について評価・判定する試験は見受けられない。このため、保健医療機関や公共機関において必要になると考えられる関連法規を学ぶことができる科目を適切に配置するか、当該科目を配置しないことの妥当性について明確かつ具体的に説明すること。

(対応) 審査意見の指摘を踏まえ、保健医療機関や公共機関において必要になると考えられる関連法規および関連機関・専門職種の役割や連携について学ぶことができる科目「地域包括ケア特論」を新設し、関連法規について学ぶ。また入学者選抜については、審査意見の指摘を踏まえ、受験生については、事前面談において、保有する国家資格（取得予定を含む）、実務経験、関心のある分野等を確認し、受験前に入学後の指導教員の研究分野とミスマッチ等がないよう事前相談について追記した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>職業を有する社会人についても一般選抜試験において選抜する。なお、出願に際し、受験生は、<u>自身が保有している国家資格（取得予定を含む）、これまでの実務経験及び関心のある分野等について、入学後研究指導を希望する教員との面談を出願前に実施し、進学後の履修計画、研究内容及び研究課題等について、教員に十分に相談する。</u></p> <p>なお、一般選抜試験では、英語（外国語）の筆記試験及び面接試験（個別面接）を実施する。面接では<u>専門分野における基礎的知識、コミュニケーション能力や研究計画及び、研究に</u></p>	<p>職業を有する社会人についても一般選抜試験において選抜する。なお、出願に際し、受験生は、入学後研究指導を希望する教員との面談を出願前に実施し、進学後の研究内容や研究課題等について、教員と十分に相談を行う。</p> <p>なお、一般選抜試験では、英語（外国語）の筆記試験及び面接試験を実施する。面接では、コミュニケーション能力や研究計画や意欲を確認し、総合的に判断し、可否を決定する。</p>

対する意欲を確認し、総合的に判断し、合否を決定する。	
----------------------------	--

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

3. 本専攻の修了要件について、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「VII. 5 修了要件」において、「修士論文の審査を受け最終試験に合格すること」と説明しているが、修士論文の評価基準が示されていないことから、明示すること。

(対応)

設置の趣旨等を記載した書類(本文)のVII.5修了要件において、修了要件として修士論文の審査を受け最終試験に合格することと記載していたが、修士論文の評価基準が具体的に示めされていなかったため、修士論文の質の保証の観点から評価基準を定め、追記した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>5 修了要件</p> <p>修了要件は、専門基礎科目から必修科目 <u>8</u> 単位を含む 14 単位以上、専門科目から <u>6</u> 単位以上を取得し、特別研究 10 単位を取得し、修士論文の審査を受け最終試験に合格することとする。</p> <p>なお、保健・医療・福祉分野についての幅広い知識を修得するため、専門科目の <u>6</u> 単位については、履修する特論科目と別領域の特論科目を履修することとする。</p> <p><u>修士論文等の審査基準については、以下の通りとする。</u></p> <p><u>①研究目的が明確であり、学術的及び社会的意義を有していること。</u></p> <p><u>②研究計画の立案に際し、先行研究がレビューされ自身の研究の背景を理解していること</u></p> <p><u>③研究目的に応じた適切な研究方法がとられ、倫理的配慮がなされていること。</u></p> <p><u>④データ収集及び調査が適切になされ、結果を解釈し、考察に矛盾がないこと。</u></p> <p><u>⑤引用文献が適切に用いられていること。</u></p> <p><u>⑥論文においてデータの整理がなされ、結果が図表等を用いて適切に示されていること。</u></p> <p><u>⑦論文において、首尾一貫した構成となっており、結論が導き出されていること。</u></p>	<p>5 修了要件</p> <p>修了要件は、専門基礎科目から必修科目 <u>5</u> 単位を含む 14 単位以上、専門科目から <u>6</u> 単位以上を取得し、特別研究 10 単位を取得し、<u>3</u> 修士論文の審査を受け最終試験に合格することとする。</p> <p>なお、保健・医療・福祉・教育分野についての幅広い知識を修得するため、専門科目の <u>6</u> 単位については、履修する特論科目と別領域の特論科目を履修することとする。</p>

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

4 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「Ⅶ. 教育方法」において、「職を持つ社会人大学院生も適切に修学できるように主に4限目以降 (15時～) に開講するなど、時間割を配慮する」と説明しているが、「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」の「資料16 生涯健康科学研究科 前期 週当たり時間割表 (案)」を確認すると、授業の開講時間は18時10分までとなっている。また、学則を確認しても、本専攻は大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」ことを適用していないことから、昼間において授業又は研究指導を行う計画であると見受けられる。しかしながら、本専攻で入学を想定している「社会人」について、職を継続しながら、又は休職した上で通学する者を想定しているのか判然としないことから、真に社会人が修了可能な教育課程が適切に編成されているとは判断することができない。このため、本専攻で入学を想定している社会人がどのような社会人を想定しているのか明らかにした上で、社会人でも修了可能な教育課程が適切に編成されていることについて明確かつ具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見の指摘にあるように、職を継続しながら、または休職し上で進学する者について、想定が出来ないため職を継続しながら通学する学生への配慮として、大学院設置基準第14条による特例を適応することとし、その旨を記載するとともに、時間割案を変更した。また想定している職を持つ学生の事情が異なるため、入学時に研究指導を希望する教員との面談を実施し、事前に履修計画について検討することを追記した。

(新旧対照表)

新	旧
なお、専門基礎科目、専門科目においては講義、演習の形態を用い、職を持つ社会人大学院生も適切に修学できるように <u>大学院設置基準第14条を適用し、主に6時限目以降 (18時20分～) に開講するなど、時間割を配慮する【資料.16】。</u>	なお、専門基礎科目、専門科目においては講義、演習の形態を用い、職を持つ社会人大学院生も適切に修学できるように主に4限目以降 (15時～) に開講するなど、時間割を配慮する【資料.16】。

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

5. アドミッション・ポリシーについて、本専攻の求める資質・能力が判然としないことから、アドミッション・ポリシーに整合した適切な入学者選抜になっていると判断することができない。本専攻が求める資質・能力を明示するとともに、本専攻の入学者選抜がアドミッション・ポリシーに掲げる資質・能力を適切に身に付けていることを確認することができる選抜方法であることについて、明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。

(対応) 審査意見の指摘を踏まえ、アドミッション・ポリシーを見直し、人々の健康に関与する人を対象とすることを明記し、出願に際しての指導教員との面談時に保有(取得予定)している国家資格及び実務経験、関心を持つ分野について面談で確認する。合わせて進学後の履修計画についても出願に際し求めることとし、入学後に指導教員と大学院生の研究分野に乖離がないことを確認する。一般選抜における個別面接では入学に際しての意欲や関心のある分野へ理解を確認し、出願に際しての国家資格及び実務経験と合わせて専門分野における基礎的知識を面接試験で問う旨を記載した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>本学生涯健康科学研究科はアドミッション・ポリシーに基づき、多様な背景を持つ学生を確保するため入学選抜方法については、一般選抜試験を年に1回実施する。職業を有する社会人についても一般選抜試験において選抜する。なお、出願に際し、受験生は、<u>自身が保有している国家資格(取得予定を含む)、これまでの実務経験及び関心のある分野等について、入学後研究指導を希望する教員との面談を出願前に実施し、進学後の履修計画、研究内容及び研究課題等について、教員に十分に相談する。</u></p> <p>一般選抜試験では、英語(外国語)の筆記試験及び面接試験(個別面接)を実施する。面接では<u>専門分野における基礎的知識、コミュニケーション能力や研究計画及び、研究に対する意欲を確認し、総合的に判断し、可否を決定する。</u></p>	<p>本学生涯健康科学研究科はアドミッション・ポリシーに基づき、多様な背景を持つ学生を確保するため入学選抜方法については、一般選抜試験を年に1回実施する。職業を有する社会人についても一般選抜試験において選抜する。なお、出願に際し、受験生は、入学後研究指導を希望する教員との面談を出願前に実施し、進学後の研究内容や研究課題等について、教員と十分に相談を行う。</p> <p>なお、一般選抜試験では、英語(外国)の筆記試験及び面接試験を実施する、面接ではコミュニケーション能力や研究契約は意欲を確認し、総合的に判断し、可否を決定する。</p>

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

6. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「Ⅷ. 2 校舎等施設の整備状況・計画」において、「生涯健康科学研究科の講義及び演習に必要な設備及び機器については、基礎となる学部であるリハビリテーション学部の設備及び機器を利用する。・・・専門科目における教育研究で必要となる機器備品については基礎となる学部であるリハビリテーション学部のものを使用する。」と説明しているが、具体的にどの講義及び演習において、どのような設備、機器及び備品が必要となり、それらがどこに備え付けられており、リハビリテーション学部との授業時間割との関係で共用可能なのか等についての詳細な説明がないことから、示された整備計画が妥当であるとは判断できない。このため、本専攻の設備、機器及び備品が教育内容に即して十分であることについて、明確かつ具体的に説明することにより、本専攻の教育研究に支障がないことについて明らかにすること。

(対応) 審査意見の指摘を受け、生涯健康科学研究科において使用する各部屋の図面及び、各部屋において使用する講義・演習名、及び使用する機器についての資料を新たに作成した。またリハビリテーション学部との共用については、審査意見への対応 4 に記載した通り、大学院設置基準第 14 条による特例を適用することとし、学部での資料と重複しないよう、生涯健康科学研究科における時間割案を変更した。なお、現時点において基礎となる学部であるリハビリテーション学部の令和 7 年度の時間割が定まっていないため、令和 6 年度の時間割を参考資料として資料 16 にある時間割案に添付した。リハビリテーション学部の講義が 5 限までで終了するため、生涯健康科学研究科の時間割が重なることはなく、共用が可能である。

(新旧対照表)

新	旧
生涯健康科学研究科の講義及び演習に必要な設備及び機器については、基礎となる学部であるリハビリテーション学部の設備及び機器を利用する。大学院生専用の研究室として 6 階にある現在のセミナー室 5 を大学院研究室 1 室 (57.83 m <sup>2</sup> ) として整備する【資料.22】。 <u>なお、生涯健康科学研究科では大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用するが、基礎となる学部であるリハビリテーション学部の講義修了後に講義・演習を行うため、教室の共用については問題ない。また機器備品については、基礎となる学部であるリハビリテーション学部のものを使用する。使用する教室及び機器備品は資料として示す【資料.23】</u>	生涯健康科学研究科の講義及び演習に必要な設備及び機器については、基礎となる学部であるリハビリテーション学部の設備及び機器を利用する。大学院生専用の研究室として 6 階にある現在のセミナー室 5 を大学院研究室 1 室 (57.83 m <sup>2</sup> ) として整備する【資料.22】。なお、専門科目における教育研究で必要となる機器備品については基礎となる学部であるリハビリテーション学部のものを使用する。

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

7. 「教員就任承諾書」について、全て「基幹教員」として就任を承諾する内容になっていることから、本専攻の専任の教員として就任を承諾する内容に適切に改めた上で、提出すること。

(対応) 審査意見の指摘の通り、教員就任承諾書において大学の設置等に係る提出書類の手引き（令和7年度開設用）の作成例に倣って作成していたが、研究科の申請においては専任教員の記載が正しいため、誤って記載していた「生涯健康科学研究科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し」の箇所を「生涯健康科学研究科の専任教員として」と修正し、改めて教員就任承諾書として再提出する。

(新旧対照表)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

8. 本研究科における研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備等について説明がないことから、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）」に従い、明確かつ具体的に説明すること。

(対応) 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）に記載のある⑮研究の実施についての考え方について、項目として記載できていなかったため、新たにⅦ研究の実施についての考え方、体制、取組についての項目を設け、研究の実施体制、環境整備、研究活動のサポート再生及びURAの導入について記載した。

(新旧対照表)

新	旧
<p>Ⅵ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>Ⅶ <u>研究の実施についての考え方、体制、取組</u></p> <p>本学では令和5年7月に「<u>関西医科大学の研究力強化に関する方針及び計画</u>」を定め、<u>独創力のある先端的な研究の推進と臨床現場への応用、社会的課題解決を見据えた産学官連携の促進を通じて、日本をリードし、世界に開かれた医療系総合大学となることを目指し、研究者個人及び組織的な研究力の強化を図っている。同方針において、研究IRの推進・活用、研究連携の強化、国際化の推進、外部資金の獲得促進による好循環の形成、研究イノベーションの促進、産官学・地域連携の推進、研究成果の向上・普及等の具体的な目標を定め、全学的に研究推進に取り組んでいる。</u></p> <p><u>研究推進を担当する部署として、「研究部」、外部資金等の獲得を目指す「教育研究企画室」を置き、研究部では科研費の獲得等を始めとし、公的研究費に関する「不正防止計画」を定め、毎年実施結果に基づく見直しを行い、翌年度の計画を立て、研究に関するコンプライアンス教育・啓発活動を実施している。教育研究企画室にはURAを1名配置し、競争的外部資金の獲得に係るFD等（同室所属のURAによる）を</u></p>	<p>Ⅵ 教員組織編成の考え方及び特色</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅶ 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件</p>

<p>実施するとともに、大学として外部資金獲得戦略会議を開催し、競争的研究資金等の獲得戦略について検討している。また臨床研究支援センター、倫理審査センターを設置し、研究活動を支援している。</p> <p>VIII 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件</p>	
---	--

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

9. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第1号に規定する「学期」について「関西医科大学大学院学則」第26条第2項において「学期及び休業日については、本大学学則の定めるところによる。」と規定されているが、「関西医科大学学則」第7条を確認しても、大学院の学期が規定されているようには見受けられないことから、適切に改めること。

(対応) 審査意見の指摘の通り、関西医科大学大学院学則第26条第2項において「学期及び休業日については、本大学学則の定めるところによる。」と記載されているにも関わらず、関西医科大学学則第7条においては、既設研究科である医学研究科、看護学研究科、認可申請中の生涯健康科学研究科についての学期の定めがなかったため、大学院学則第26条を修正し、既設研究科である医学研究科、看護学研究科、認可申請中の生涯健康科学研究科の学期について記載し、申請書類である学則(案)を修正して提出する。

(新旧対照表)

新	旧
<p>関西医科大学大学院学則(案)</p> <p>第14条</p> <p>2 医学研究科及び生涯健康科学研究科においては、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>第26条</p> <p>2 大学院各研究科における学期は次の通りとする。</p> <p>医学研究科においては</p> <p>1 学期 4月1日から8月31日に至る。</p> <p>2 学期 9月1日から12月31日に至る。</p> <p>3 学期 翌年1月1日から3月31日に至る。</p> <p>看護学研究科においては</p> <p>1 学期 4月1日から8月31日に至る。</p> <p>2 学期 9月1日から11月30日に至る。</p> <p>3 学期 12月1日から翌年3月31日に至る。</p> <p>生涯健康科学研究科においては</p> <p>前期 4月1日から9月30日に至る。</p> <p>後期 10月1日から翌年3月31日に至る。</p>	<p>関西医科大学大学院学則(案)</p> <p>第14条</p> <p>2 医学研究科においては、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>第26条</p> <p>2 学期及び休業日については、本大学学則の定めるところによる</p>

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

10. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項に規定されている「卒業又は修了の認定に関する方針」や「教育課程の編成及び実施に関する方針」についての情報がないことから、適切に公表すること。

(対応) 審査意見の指摘にある「卒業又は終了の認定に関する方針」については、関西医科大学ホームページにある情報公開のページ <https://www.kmu.ac.jp/info/public/about/index.html> において「2. 修学上の情報等」の「(4) 学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」中に学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項に規定されている

- 一 卒業又は修了の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

については以下のホームページアドレスで公開している。

医学部

<https://www.kmu.ac.jp/faculty/medical/about/policy/index.html>

看護学部

<https://www.kmu.ac.jp/faculty/fon/policy/index.html>

リハビリテーション学部

<https://www.kmu.ac.jp/faculty/for/policy/index.html>

大学院医学研究科

<https://www.kmu.ac.jp/faculty/graduate/about/policy/index.html>

大学院看護学研究科

<https://www.kmu.ac.jp/faculty/gradfon/mc/policy/index.html>

<https://www.kmu.ac.jp/faculty/gradfon/dc/index.html>

(新旧対照表)

新	旧
本学ホームページにおける情報公開の項目は、以下の通りである。 1 教育研究上の基礎的な情報 (中略) 2 修学上の情報等 (中略)  なお、2 修学上の情報等の(4)学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定に当	本学ホームページにおける情報公開の項目は、以下の通りである。 1 教育研究上の基礎的な情報 (中略) 2 修学上の情報等 (中略)

<p><u>た</u>の基準において、学校教育法施行規則に規定されている以下の項目について、公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>卒業又は修了の認定に関する方針</u></li><li>・ <u>教育課程の編成及び実施に関する方針</u></li><li>・ <u>入学者の受入れに関する方針</u></li><li>・ 学位論文に係る評価にあたっての基準</li></ul>	
--	--

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1 1. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。

(対応) 審査意見の指摘にある「卒業又は終了の認定に関する方針」については、関西医科大学ホームページにある情報公開のページ <https://www.kmu.ac.jp/info/public/about/index.html> において「2. 修学上の情報等」の「(4) 学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」中に学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準については以下のホームページアドレスで公開している。

- ・ 学位規程
- ・ 関西医科大学学位規程大学院医学研究科施行細則
- ・ 関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則

<https://www.kmu.ac.jp/info/public/about/degree/index.html>

(新旧対照表)

新	旧
本学ホームページにおける情報公開の項目は、以下の通りである。 1 教育研究上の基礎的な情報 (中略) 2 修学上の情報等 (中略)  なお、2 修学上の情報等の(4)学修の成果にかかる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準において、学校教育法施行規則に規定されている以下の項目について、公開している。 ・ 卒業又は終了の認定に関する方針 ・ 教育課程の編成及び実施に関する方針 ・ 入学者の受入れに関する方針 ・ <u>学位論文に係る評価にあたっての基準</u>	本学ホームページにおける情報公開の項目は、以下の通りである。 1 教育研究上の基礎的な情報 (中略) 2 修学上の情報等 (中略)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1 2. 「教員名簿」の教員区分を「専」と記載すべきところに「基」と記載されているなどの誤字や、「教員名簿」の年齢と「教員個人調書」の年齢が一致しないなどの書類間の不整合が散見されることから、申請書類の記載の不整合や誤記等について、網羅的に確認した上で、適切に改めること。

(対応) 審査意見の指摘の通り、「教員名簿」において、研究科の設置であるため「専」と記載すべき箇所を「基」と記載していたため、適切に改めて再提出する。「教員名簿」と「教員個人調書」の年齢についても、開設時における満年齢を確認し、適切に改めて再提出する。

(新旧対照表)

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1 3. 学生確保の見通しについて、「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」の「(3) ④学生確保に関するアンケート調査」において、本専攻を第一希望、第二希望又は第三希望以降として受験すると回答した者 16 人のうち、本専攻に「入学する」と回答した者が 12 人であり、本専攻の入学定員 8 人を上回っていることを説明しているが、当該集計結果は各設問の回答のクロス集計結果ではないことから、示された本専攻に「入学する」と回答した 12 人の集計結果や分析の妥当性について疑義がある。このため、当該アンケート調査結果について各設問の回答に関するクロス集計結果を示すとともに、長期的かつ安定的に学生の確保を図る見通しがあることについて、改めて客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づき明確に説明すること。

(対応) 審査意見の指摘の通り、資料 8 である「入学意向に関するアンケート調査：全体」において、「関西医科大学大学院 生涯健康科学研究科修士課程(仮称、設置構想中)を受験して合格した場合、入学を希望しますか」に対し、入学すると回答したのは 12 名である。【「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程(仮称、設置構想中)が開設された場合、あなたは受験を希望しますか。」で①第一志望として受験する、②第二志望として希望する、③第三希望として受験する、の回答者のみ回答】。そのうち「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程(仮称、設置構想中)に進学するとした場合、時期はいつ頃を考えていますか」の問いに対して「開設後すぐ：2025 年(令和 7 年)」の回答は 6 名、「2027 年(令和 9 年)」の回答は 2 名、「2028 年(令和 10 年)」の回答は 1 名である。「開設後すぐ：2025 年(令和 7 年)」の内訳は本学の在学生在が 4 名、社会人が 2 名である。「開設後すぐ：2025 年(令和 7 年)」の回答は入学定員の 8 名を下回っている。一方で「未定」の回答が 7 名あり、回答の内訳は在学生在 3 人、社会人が 4 名である。在在学生については、申請時点において 3 年生であったが、本学の 4 年次開講科目として理学療法学科、作業療法学科とも「卒業研究」があり、リハビリテーション分野における学生の関心に基づき研究を実施するため、研究に関心を持ち大学院への進学を希望する学生が想定される。また未定と回答した社会人 4 名については、認可後、講義を担当する教員及び教員の研究分野等について、研究科の概要について入学意向アンケート実施時より詳細な情報を提供するため、教員の研究分野等と理学療法士、作業療法士の社会人が高度専門職業人としての能力向上として大学院の進学を希望する学生が想定される。

(新旧対照表)

新	旧
一方で、「関西医科大学大学院 生涯健康科学研究科 修士課程(仮称、設置構想中)が開設された場合、あなたは受験を希望しますか」と本学生涯健康科学研究科修士課程への入学意向を質問したところ、「第一希望とし	一方で、「関西医科大学大学院 生涯健康科学研究科 修士課程(仮称、設置構想中)が開設された場合、あなたは受験を希望しますか」と本学生涯健康科学研究科修士課程への入学意向を質問したところ、「第一希望とし

て受験する」と答えた人数は11人、「第二希望として受験する」と答えた人数は3人、「第三希望以降として受験する」と答えた人数は2人、合計16人であった。16人に対して、「関西医科大学大学院 生涯健康科学研究科 修士課程（仮称、設置構想中）を受験して合格した場合、入学を希望しますか」に対して、「入学する」と12人の回答があった。この人数は関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程の入学定員8人を4人上回っている。一方で12人のうち「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程（仮称、設置構想中）に進学するとした場合、時期はいつ頃を考えていますか」の問いに対して「開設後すぐ：2025年（令和7年）」の回答は6名、「2027年（令和9年）」の回答は2名、「2028年（令和10年）」の回答は1名である。「開設後すぐ：2025年（令和7年）」の内訳は本学の在学生在が4名、社会人が2名である。「開設後すぐ：2025年（令和7年）」の回答は入学定員の8名を下回っている。また「未定」の回答が7名あり、回答の内訳は在学生在3名、社会人が4名である。在在生については、申請時点において3年生であったが、本学の4年次開講科目として理学療法学科、作業療法学科とも「卒業研究」があり、リハビリテーション分野における学生の関心に基づき研究を実施するため、研究に関心を持ち大学院への進学を希望する学生が想定される。また未定と回答した社会人4名については、認可後、講義を担当する教員及び教員の研究分野等について、研究科の概要について入学意向アンケート実施時より詳細な情報を提供するため、教員の研究分野等と理学療法士、作業療法士の社会人が高度専門職業人としての能力向上を目的として大学院

て受験する」と答えた人数は11人、「第二希望として受験する」と答えた人数は3人、「第三希望以降として受験する」と答えた人数は2人、合計16人であった。16人に対して、「関西医科大学大学院 生涯健康科学研究科 修士課程（仮称、設置構想中）を受験して合格した場合、入学を希望しますか」に対して、「入学する」と12人の回答があった。この人数は関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程の入学定員8人を4人上回っている。なお「第一希望として受験する」、「第二希望として受験する」、「第三希望以降として受験する」と答えた16人に対し、入学時期については、6人が設置後すぐと回答した。一方で、7人が未定と回答した。未定と回答した割合が回答者の43.8%と約半数を占めている。そのため広報活動を通じて生涯健康科学研究科の教育課程等を広報することで、進学時期を検討する上で一助とする。

<p>の進学を希望する学生が想定される。未定と回答した7人の割合が回答者の43.8%と約半数を占めている。そのため広報活動を通じて生涯健康科学研究科の教育課程等を広報することで、進学時期を検討する上で一助とする。</p>	
--	--

(是正事項) 大学院生涯健康科学研究科 生涯健康科学専攻 (M)

1 4. 人材需要の社会的動向について、「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」の「(3) ⑤人材需要に関するアンケート調査等」において、本専攻の修了者に対する採用意向に関するアンケート調査結果が「採用したい」及び「採用を検討したい」と回答した医療機関等の件数を合わせると 25 件になり、本専攻の入学定員 8 人を上回っていることを説明しているが、「採用したい」と回答した医療機関等は 5 件、採用可能人数の合計は 5 人となっており、入学定員 8 人を下回っている。また、「修了者が博士課程に進学することも想定されるため、修了生の進路については問題ないとする。」と説明しているが、客観的なデータが示されていない。このことから、本専攻が養成する人材について、社会の要請を十分に踏まえたものであるとは判断することができないため、改めて客観的かつ具体的なデータ等の根拠と適切な分析に基づき明確に説明すること。

(対応) 学生確保の見通し等を記載した書類(本文)の(3)⑤人材需要に関するアンケート調査においては、審査意見の指摘の通り、問6「関西医大生涯健康科学研究科修士課程修了者の採用意向」は「採用したい」が5件、「採用を検討したい」が20件、合計25件である。「採用したい」、「採用を検討したい」と回答した医療機関等は5件となっており、定員を下回っている。一方問6については、問5の質問である「関西医大生涯健康科学研究科修士課程の社会的ニーズ」において「ある」と回答した場合のみ、問6を回答することとなっている。問5において「関西医大生涯健康科学研究科修士課程の社会的ニーズ」が「ある」と回答した件数は33件であり、33件中、問6で「採用を検討したい」と回答した件数は20件である。20件については、採用可能な人数については回答していないが、関西医大生涯健康科学研究科修士課程の社会的ニーズについては、「ある」と回答しているため、認可後は生涯健康科学研究科のカリキュラム、研究領域等生涯健康科学研究科の終了時に得られる指導的立場等の能力について積極的に広報活動を行う。

(新旧対照表)

新	旧
<p><u>一方社会的ニーズが「ある」と回答した33件に対して、「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程修了者の採用意向」について質問したところ、「採用したい」が5件(15.2%)、「採用を検討したい」の20件(60.6%)を合わせると25件(75.7%)となっており、「採用したい」の5件は本学修士課程の予定入学定員(8名)を下回っている。なお、文部科学省「学校基礎調査」における修士課程の状況別卒業生数によると、生涯健康科学研究科と同系統である保健(その他)に</u></p>	<p>一方社会的ニーズが「ある」と回答した33件に対して、「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程修了者の採用意向」について質問したところ、「採用したい」が5件(15.2%)、「採用を検討したい」の20件(60.6%)を合わせると25件(75.7%)となり、「採用したい」の5件は本学修士課程の予定入学定員(8名)を上回っている。また修了者が博士課程に進学することも想定されるため、修了生の進路については問題がないと考える。</p>

<p> <u>おける進学率は平成 29 年から令和 4 年までの 5 年間に</u>  <u>おいて概ね 1 割程度となっており</u>  <u>【資料.11】、生涯健康科学研究科修了生も 1 名程度は進学が</u>  <u>予想される。一方で、医療機関及び企業に対する採用意向の調査にお</u>  <u>ける 問 5「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程の社会的ニーズ」</u>  <u>において「ある」と回答した場合のみ、問 6 を回答することとな</u>  <u>っている。問 5 において「関西医大生涯健康科学研究科修士課程の社会的</u>  <u>ニーズ」が「ある」と回答した件数は 33 件であり、33 件中、問 6 で</u>  <u>「採用を検討したい」と回答した件数は 20 件である。20 件について</u>  <u>は、採用可能な人数については回答していないが、関西医大生涯健康科学</u>  <u>研究科修士課程の社会的ニーズについては、「ある」と回答しているため、</u>  <u>認可後は生涯健康科学研究科のカリキュラム、研究領域等生涯健康科学</u>  <u>研究科の修了時に得られる指導的立場等の能力について積極的に広報活動</u>  <u>を行う。なお、医療機関及び企業に対する採用意向の調査に際し、「</u>  <u>関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程への進学希望時の対</u>  <u>応」については、「わからない」が 35 件 (47.3%)、「条件があれば入学させたい」</u>  <u>が 31 件 (41.9%) あった。ここからも本学が申請している各領域</u>  <u>に対しての潜在志願者、あるいは各領域への医療機関及び企業の関心</u>  <u>が伺える。</u>  <u>以上により、生涯健康科学研究科修士課程の修了予定者に対する企業、</u>  <u>保健・医療機関等からのニーズは高いが、一方で予定入学定員 (8 名)</u>  <u>を下回っていることから、前述したように認可後にはアンケートを</u>  <u>実施した医療機関及び企業に対し、生涯健康科学研究科の教育研究や</u>  <u>修了後に身に付けることができる</u> </p>	<p>         なお、医療機関及び企業に対する採用意向の調査に際し、「関西医科大学大学院生涯健康科学研究科修士課程への進学希望時の対応」については、「わからない」が 35 件 (47.3%)、「条件があれば入学させたい」が 31 件 (41.9%) 件あった。ここからも本学が申請している各領域に対しての潜在志願者、あるいは各領域への企業の関心が伺える。以上により、生涯健康科学研究科修士課程の修了予定者に対する企業、保健・医療機関等からのニーズは高く就職先についても十分に確保されていることが明確に示された。       </p>
--	--

能力等を積極的に広報活動し、修了生の就職についても大学が支援を行う。	
------------------------------------	--